

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応

1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染者が増加する中で、令和2年4月7日付けで、
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出
 - ・ 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会の見解（※）発表
- ※「（不妊治療について）基本的に延期できるものは延期するとする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要ですので、状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」
がなされたところ。
- そのため、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされることが想定。

2. 対応

- 新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、年齢要件を緩和。
- ① 対象者 治療期間初日の妻の年齢 「43歳未満」 → 「44歳未満」
- ② 通算回数
初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回（40歳以上：通算3回）
↓
初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回